

資源エネルギー庁「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業  
（（仮称）三菱重工業風力発電所及び（仮称）ジャパンマリンユナイテッド  
風力発電所設置事業）環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成25年6月25日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業（（仮称）三菱重工業風力発電所及び（仮称）ジャパンマリンユナイテッド風力発電所設置事業）環境影響評価方法書について、資源エネルギー庁に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県沖約18km
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 14,000kW(7,000kW×2基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成25年1月22日
住民等意見の概要受理	平成25年4月24日
福島県知事意見受理	平成25年5月20日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

資源エネルギー庁「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業  
（（仮称）三菱重工業風力発電所及び（仮称）ジャパンマリユナイテッド  
風力発電所設置事業）環境影響評価方法書」に対する勧告内容

調査、予測及び評価手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、東日本大震災後の状況把握に努め、環境影響評価準備書に記載すること
2. 水中騒音の調査について、暗騒音の影響が少ない深層部における測定を検討すること。
3. 鳥類の定点観察調査について、時刻の違いによる飛翔数の変化を考慮した調査を実施するとともに、天候の違いによる飛翔数の変化を考慮した調査の実施について検討すること。
4. 漁業生物について、表層及び中層の調査を実施すること。